平成３０年（フ）第２７号
宮城県東松島市矢本字裏町54番地１、前住所
宮城県東松島市矢本字下浦295番地１
キャッスル五番街103
債務者　三浦　智秋（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成30年４月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成３０年（フ）第９９号
相模原市中央区田名4456番地１　Ｎｏ２
債務者　奈良美榮子（旧姓平）
１　決定年月日時　平成30年４月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１１１号
相模原市中央区光が丘３丁目６番24―５号
債務者　佐藤　　昇
１　決定年月日時　平成30年４月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１１７号
相模原市中央区清新２丁目４番17号　クリオス相模原205号
債務者　梅沢　京子
１　決定年月日時　平成30年４月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１２７号
相模原市中央区清新６丁目16番21号　富志正第５ビル105号室
債務者　奈良かおり
１　決定年月日時　平成30年４月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２３号
福岡県築上郡吉富町大字広津1153番地７
債務者　藤川　ゆみ
１　決定年月日時　平成30年４月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第２５３号
東京都立川市砂川町８丁目81番地の１　Ｓｔａｇｅ　ｏｎｅ立川102号室
債務者　石原加南子
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月27日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３８７号
東京都町田市三輪町312番地グリーンハイムみわ302
債務者　青木　和彦
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４８４号
東京都立川市富士見町４丁目15番14号立川第２荘
債務者　内藤　　稔
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４３号
長崎県佐世保市野中町429番地
債務者　池田　桂子
１　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第５７号
沖縄県中頭郡北中城村字島袋253番地　安座間アパート102号室
債務者　瑞慶覧洋子
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月11日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第３４７号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹１丁目11番48号　ジュネス茅ヶ崎204
債務者　右田　匡生
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３８６号
横浜市戸塚区原宿５丁目31番12―503号
債務者　田中麻紀子
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４５３号
横浜市神奈川区松見町３丁目481番地23　ＪＯＹテラスＡ―３
債務者　勝木　久嗣
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５１１号
横浜市瀬谷区三ツ境60番地５　ホワイトプラム206
債務者　坂元　玲奈（旧姓菅野）
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６５９号
神奈川県藤沢市石川６丁目17番地の13　エクセル湘南204号
債務者　梅田　泰至
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部